

秋田県公報

報

公

(金曜日) 26年12月15日

監査事件名	県立大学の経営管理状況について
監査年月日	平成14年6月8日から 平成15年2月7日まで

監査委員公告第13号
 平成14年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について秋田県知事から通知
 があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基
 づき、次のとおり公表する。
 平成15年12月26日

秋田県監査委員 安 村 正 義 典 郎
 秋田県監査委員 菅 原 龍 郎
 秋田県監査委員 山 田 昭 郎
 秋田県監査委員 小 玉 和 夫
 財 財 1027
 平成15年12月11日

秋田県監査委員 様

秋田県知事 寺 田 典 城
 平成14年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）
 平成15年2月7日付けで秋田県包括外部監査人澤田祐治から提出された平成14年
 度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、別紙のとおり通知します。

(指摘事項)	
1 授業料未済者等に対する督促手続について	(1) 短大における授業料及び寮費の督促未発送について（短大） 短大においては、授業料及び寮費納入未済者に対する督促状の発送を 行つておらず、督促状を発送することにより適切な債権管理を実施する 必要がある。
2 督促報告書のフォームの統一について（秋田・本荘・短大）	(2) 督促報告書のフォームの統一について（秋田・本荘・短大） 授業料未納者に対する電話等の督促の顛末を記録に残しているが、各 キャンパスで報告書の様式が不統一であり、大学内で統一する必要があ る。
3 屋外運動場排水整備工事にかかる入札について（短大）	(指摘事項) (1) 予定価格と入札価格との差額について 当該工事の入札にあたり、指名業者が関係資料を閲覧に来なかつたた めに工事の規模を誤り、不落となつた。入札制度の趣旨を反映した適切 な入札事務を遂行するために、指名業者への資料閲覧を促し、入札に關 する情報提供を徹底すべきである。 (2) 公印使用印の押印漏れについて（短大） 県公印取扱規程に定めた公印使用承認印が、業者に対する指名通知発 送時に押印されておらず、押印事務は徹底されるべきである。

<p>(改善措置)</p> <p>3(1) 入札事務の適正を図るため、指名業者への施工条件等の明示などの情報提供に一層努めてまいります。</p> <p>(2) 秋田県文書管理規程に基づいた適切な押印事務に努めてまいります。</p>
<p>(改善措置)</p> <p>7 学生寮費会計は平成14年度から県の歳入歳出予算に組み込んでおり、給食業務委託及び改修修繕費については、県の財務規則等に従い適正な手続きを行っております。</p>
<p>(指摘事項)</p> <p>8 公有財産關係の管理状況について(秋田)</p> <p>『公有財産台帳』からサンプルを抽出し現物と照合したところ、2件について、照合ができなかったため、今後は、現状を反映したより適切な公有財産台帳を整備することが求められる。</p>
<p>(改善措置)</p> <p>8 監査時照合できなかつた2件については設計書に基づき現物を確認しましたが、一部に公有財産台帳記載の数量に誤りがあったため、公有財産台帳を修正しております。</p> <p>また、その他の公有財産についても現物、設計書及び公有財産台帳との照合を進めており、15年度中に公有財産台帳全体の見直しを行ふこととしております。</p>
<p>(指摘事項)</p> <p>9 物品関係の管理状況について</p> <p>(1) 『備品原簿一覧表』と現物の照合について(秋田)</p> <p>『備品原簿一覧表』からサンプルを抽出し現物と照合した結果、4件について、現物の所在を特定できなかつたため、今後は、適切な把握に努める必要がある。</p> <p>(2) 備品へのラベル貼付について(共通)</p> <p>『備品原簿一覧表』からサンプルを抽出し現物と照合した結果、一部について正確なラベルの貼付が確認できなかつた。今後は、正確なラベル等の貼付を徹底するとともに、ラベル等の貼付が困難なものに関しては、代替的な現物確認の手法を検討する必要がある。</p> <p>(3) 備品の供用者の設定が不適切なものについて(秋田)</p> <p>研究用機器にも関わらず会計担当職員が「供用者」となっている例が多数見られるが、実際の物品使用者を「供用者」として登録し直すべき</p>
<p>(指摘事項)</p> <p>4 学生寮清掃業務について(短大)</p> <p>契約書上、各業務終了後に「実績報告書」の提出を受けることとなつたにもかかわらず、定期清掃に係る「実績報告書」の提出を受けないいため、今後は必ず提出を受けた上で実施状況を確認する等、適切な事務の執行を求めるものである。</p> <p>(改善措置)</p> <p>4 平成14年度から定期清掃に係る業務報告書を提出させており、委託業務の実施状況を確認しております。</p>
<p>(指摘事項)</p> <p>5 学生寮給食業務にかかる委託契約について(短大)</p> <p>当該委託契約の随意契約理由については、当然に合理性を見出せるものではなく、原則どおり競争入札を実施すべきであったものと考える。</p> <p>また、随意契約において、より慎重な予定価格の積算が求められる。</p>
<p>(改善措置)</p> <p>5 平成15年度から一般競争入札を実施しております。</p>
<p>(指摘事項)</p> <p>6 学術研究交付金で購入した備品等の管理について(秋田・本荘)</p> <p>学術研究交付金で購入した設備及び備品について学術研究交付金要綱に定める寄付行為が遅滞していた。</p> <p>(改善措置)</p> <p>6 今後は、要綱に定められた寄付の期限を遵守するよう教員に対し、周知を徹底いたします。</p>
<p>(指摘事項)</p> <p>7 短大における学生寮費会計について</p> <p>平成13年度までの学生寮業務については、県費と寮費会計の両者で委託料を負担していくものであるが、学生寮費会計は、県の歳出を補完する</p>

である。

(改善措置)

(X) 監査時所在を特定できなかった4件については現物を確認しております。

また、その他の物品についても現物及び備品原簿との照合を進めておりま

り、15年度中に備品原簿全体の見直しを行うこととしてあります。

(2) 物品について記号及び番号を正確に表示しました。発熱や湿気を伴う機器など備品表示票の貼付が困難な物品については、その設置室内に記号及び番号を表示しました。

(3) 現物、備品原簿及び物品供用簿との照合を進めており、15年度中に物品供用簿を見直しすることとしてあります。

(指摘事項)

10 図書の管理状況について

(1) 未返却図書の管理状況について(秋田・本荘)

長期に未返却となっている図書の場合、現物自体が存在していない可能性もあるため、早急にその確認等が必要である。

また、督促手続きは従来からの慣行によりなされているが、今後は、督促手続等の規程類の整備及び未返却の場合の取扱を明確にし、長期未返却図書の管理を厳格に行うべきである。

(2) 学術研究交付金(研究費)で購入された図書の管理状況について(秋

田・本荘)

学術研究交付金により取得した図書は、県に寄付をしなければならないが、13年度の学術研究交付金により購入した図書に関しては、県に

対する寄付行為はなされていない。早急に、寄付行為を行うとともに図書館における管理に付すべきである。

(3) 図書システムへの登録状況について(短大)

短大での図書システムへの登録状況は約50%程度となっているが、蔵書点検(たな卸調査)を効率的に行うためにも、早期の図書登録が必要である。

(4) 蔵書点検(たな卸)実施状況及び不明図書の把握状況について(短大)

短大では、過去10年程、蔵書点検(たな卸)を実施していないため、不明図書の把握もなされていない。適正な現物管理の実施のためにも、毎年最低1回は蔵書点検(たな卸)を実施することが必要である。

(5) 未返却図書の管理状況について(短大)

短大における長期末返却図書の貸出者のほとんどは教員及び職員となっているが、その督促手続は学生のみになされており、教員及び職員にはなされていないため、今後は、学生のみではなく全ての未返却貸出者に督促を行ふ必要がある。

(6) 現物確認状況(木高研)

一部現物確認ができなかつたり、長期不明となっている図書があり、今後の管理の徹底が望まれる。

(7) 図書システムの利用について(木高研)

木高研の図書に関しては、独自のシステムで管理・運営を行っているが、今後、蔵書数が多くなる場合や他のキャンパスの学生の利用が増加する場合には、適時な情報を入手し図書を管理するため、図書システムの導入を検討する必要がある。

(改善措置)

10(1) 平成15年6月に未返却図書等督促手続取扱規程を定め、未返却図書の管理の適正化に努めています。

(2) 平成13年度分及び平成14年度分については寄付行為がなされており、今後、図書システムへの登録を進めてまいります。

(3) 監査時に未登録であった図書のうち閲覧室配架図書及び教官研究室配備図書については14年度中にシステム登録しており、今後も引き続き登録処理を進めてまいります。

(4) システム登録の完了した図書について、15年度から定期的な蔵書点検を行い、適正な管理に努めることとしてあります。

(5) 未返却図書に係る督促は、全ての未返却者に対し行うこととし、適正な管理に努めています。

(6) 木材高度加工研究所で定めている図書利用要領の周知を図り、所員に対し、管理の徹底を図ってまいります。

(7) 県立大学生や外部の利用見込等を精査したうえで、県立大学の学生・教職員の利便性に応えられる管理体制を検討いたします。

(指摘事項)

11 県職員住宅建築費償還金について

(1) 県と地方職員共済組合秋田県支部が締結している建物等賃貸借契約に係る債務負担行為は、旧自治省財務局長通知により慎むよう求められている「もっぱらその財源調達の手段として債務負担行為を設定する」行為に実質的に該当する。

<p>(2) 当該借受財産を総務部長から企画振興部長に所管換する必要がある。</p> <p>(3) 共済支部が建設する県の職員用住宅用地は、事実上、県から無償で貸与されているので、土地の無償貸与に関して適正な手続を行う必要がある。</p> <p>(改善措置)</p> <p>1(1) 当該県職員住宅は、地方公務員等共済組合法に従って地方職員共済組合（以下「共済組合」という。）が取得した建物であり、県が所有する建物と同視することはできないので、当該通知で慎むよう求められています。</p> <p>(2) 当該県職員住宅の入退去等に係る運営管理事務は企画振興部長が所掌しているものの、財産管理事務は共済組合事務を所掌する総務部長が所掌することにより、効率的な事務の遂行が可能となると考えてお</p> <p>(3) 当該土地の管理は県が行っており共済組合に貸与している事実はないものの、これまで、共済組合が県有地上に建物を所有する権原が明確となつていなかつたことから、既に締結している建物等賃貸借契約の変更契約を締結し、土地に関する事項を明示いたしました。</p>
--

(監査意見)

2 県立大学にかかる行政コスト計算書について（共通）

コスト削減のための努力が求められる。
また、県立大学はキャンパスが学部別に分かれ、かつ事務局がキャンパスごとに設置されており、中長期的には、事務局の統合及び事務処理の効率化等を進めることによって職員数の削減を図ることも検討の余地があると考えられる。

(改善措置)

2 県立大学（学部）の管理運営に要する経費については、平成14年度と平成15年度の当初予算ベースで比較すると63百万円程度縮減しており、今後も、組織体制の簡素化や管理運営に係る事務処理の効率化を図ってまいります。

(監査意見)
3 収入関係

(1) 事務の効率化による誤処理の再発防止について（共通）

県立大学の授業料の調定票については手作業で入力しており、膨大な事務処理に忙殺され、適切なチェック機能を欠いてしまうリスクを防止するため、情報技術を利用する、情報の共有化体制の整備・充実、在学生への事前情報の提供、による効率化を提案する。

(2) 米の販売代金の長期未精算について
短大における米の販売は、仮渡金単価を基に計算され、後日、確定金額にて再計算され精算が行われるが、短大では、未精算の債権残高を管理台帳などで把握していないため、やむを得ず未精算のまま年度を越える場合は、その未精算の残高（金額・数量など）を適切に管理する必要がある。

(改善措置)

3(1) 情報の共有化体制の整備・充実及び在学生への事前情報の提供については実施しているところであり、今後とも、事務処理に誤りがないよう、様々な観点から再発防止に努めます。

(2) 将来の精算見込金額が不明確のため、金額の管理は困難ですが、未精算の数量については適切な管理に努めています。

(監査意見)

4 支出関係

(1) 各種人件費の単価について(共通)

一般事務補助以外の臨時的任用職員の賃金については、各キャンパス間で統一した運用指針を作成し、これに基づいた単価を用いることが望ましい。

また、非常勤講師に対する報償費の単価について、統一した基準単価を設けることが妥当である。

(2) エレベータ保守点検業務委託契約について(共通)

県立大学及び職員公舎エレベータ保守点検業務委託契約は、随意契約を行っているが、より競争的で経済的な結果をもたらす契約方法(指名競争入札等)に変更する必要がある。

(3) 樹木芝育成管理業務委託について(秋田・本荘)

県立大学本荘キャンパスにおいて、樹木芝育成管理業務の一部が仕様書により実施されていなかつたが、仕様内容と「委託内容等に関する実績報告書」及び「業務完了報告書」等の報告内容との差異について、「正当であると認めた」趣旨及びその決定理由を管理者である者が文書で決定する必要がある。

また、樹木芝育成管理業務委託は、両キャンパスでそれぞれ契約され実施されているが、当該業務の積算内訳について、「作業内容」及び「形状・規格」が同一であるにもかかわらず、単価が相違しているものが多く見受けられたため、改善を行う必要があるものと考える。

(4) 公共料金(光熱水費)について(秋田・本荘)

電気料金及びガス料金については、県立大学のような大口の需要者にとっては選択によって大きく料金に差異が生じる可能性があるものであり、有利な料金体系の有無を検討する必要がある。

(改善措置)

(1) 当該地域における民間等の賃金の状況や該当業務の実態を勘案したうえで、統一的な取扱いが可能なものにあっては、統一した基準単価を設定することを検討してまいります。

(2) 平成15年度から競争入札を実施しております。

(3) 委託業務の未実施又は変更については、その処理内容及び意思決定過程を明確にします。

また、両キャンパスにおいて作業内容が同一のものについては、統一単価を適用することとしました。

(4) 電気料金については平成14年12月に、ガス料金についても平成15年6月に最も有利な契約区分に変更しており、今後とも継続的に検討を行うこととしてあります。

(監査意見)
5 財産関係

(1) 『公有財産台帳』及び『備品原簿』の整備について(共通)

公有財産及び物品の現況を的確に把握するため、常に正確かつ適正な『公有財産台帳』及び『備品原簿』を作成する必要がある。

(2) 施設修繕計画の策定について(秋田・本荘)

大学事務局においては、大規模修繕を含む将来的な計画を有していないが、今後、年を経るに従い、その重要性が増すと思われることから、施設の管理責任を有する大学事務局が主体的に修繕計画を策定することが望ましい。

(3) 学外者施設利用許可について(共通)

県立大学の施設について、大学本来の活動に支障がない範囲において学外者利用に対して積極的に対応できる体制をとる必要があることから、許可範囲の明確化及び使用料等に関して管理規程の見直しを進めることが望ましい。

(4) 試験研究機器の利用状況について(木高研)

木高研の試験研究機器は、設備の効率的利用の面から、研究活動に支障を来たさない範囲で積極的に外部の設備利用を推奨すべきと考える。

また、内部利用状況を教員等に逐次報告させ、利用状況を管理し、利用頻度の少ない機器については外部の利用の機会を設ける等、なんらかの対策を講じる必要がある。

(5) 図書関係について(秋田・本荘)

一定の経過年数を超えた不明図書等の取扱いを定めた規程の整備を行い、適時に長期不明図書の処理を行うことが必要である。

また、学術研究交付金で購入し、県に寄付した図書の当該教員に対する貸出しについては、貸出期間の更新回数が無制限となっているため、貸出期間の更新回数を一定の更新回数に制限する等、検討を図られたい。

(改善措置)

(1) 実態に即した台帳整備を徹底し、公有財産及び物品の適正な管理に努めます。

また、両キャンパスにおいて作業内容が同一のものについては、統一単価を適用することとしました。

(2) 施設・設備の修繕については、それぞれの使用状況や維持管理の方法などに影響されることから、その実施時期や経費等を十分精査する必要がありますが、施設・設備の効率的な維持管理を図るための一つの手法として、中期的な修繕計画の策定について検討します。
(3) 学外者の大学施設使用許可範囲の明確化について、秋田県立大学施設管理規程の見直しを検討いたします。
(4) 設備・機器の外部利用については、木材産業の振興の観点からも有意義と考えられますので、更に利用促進が図られるよう、その方法等を検討してまいります。
また、平成15年度から、所員の機器使用の際には備品使用簿への記載を行うこととし、その利用状況の把握に努めています。
(5) 平成15年6月に、図書に関する廃棄・除籍基準を定め、5年間所在不明のものについて亡失として処理することとしました。
また、学術研究交付金で購入した図書については、学術研究用に必要不可欠なものであり、研究終了時までは担当教員が保管すべきものであります、他の教員との共同利用を妨げることとならないこと、また、研究終了後速やかに返却がなされるよう、取扱いを徹底いたします。

(監査意見)
6 遠隔授業の利用について（共通）
通信回線を用いた遠隔授業については、設備の有効活用の観点から、利用計画を作成し、これとの比較を行つことにより、設備利用状況の把握及び今後の有効活用の方法を検討すべきである。
(改善措置)
6 平成15年度においては遠隔授業システムを利用して7科目の授業を行つておりますが、実施による効果等を踏まえ、今後の利用計画を策定し、実績との比較を行い、より一層の有効活用を進めてまいります。
(監査意見)
7 今後の方向性について（共通）
県立大学は、「1.21世紀を担う次代の人材育成、2.開かれた大学として秋田県の持続的発展に貢献」することを基本理念としており、施策を実施する立場にある県は、この目的たる基本理念をより効果的かつ効率的に実現する責務を負うものであり、県立大学の置かれている環境や県民からの期待等の変化に応じて、その手段として最も適した運営形態を検討す

る必要がある。

（改善措置）

7 平成15年5月に「秋田県立大学の地方独立行政法人化に関する検討委員会」を設置し、県立大学に公立大学法人制度を導入することについて検討を進めています。

監査事件名	財団法人秋田県林業公社の収支並びに秋田県の公社に対する貸付金等について ア（財）秋田県林業公社	監査年月日	平成14年6月8日から 平成15年2月7日まで
(指摘事項)			

1 契約解除済の分収造林にかかる処理等について
収用等で全地契約解除になつた分収林で、県林業開発基金を原資として事業を行つたものについては、その資金相当額（借入元金、利息）を県に返還する必要がある。

同様の事情で一部解除になつているものについても、原価管理台帳の整備により、県からの借入金の精算ができるように改善する必要がある。

（改善措置）

1 林業公社の既契約解除地に係る県林業開発基金については、秋田県林業開発基金条例第4条で繰上償還ができるとされていることから、その全額について平成15年度末までに返還するよう指導します。
なお、今後原価管理台帳の整備に努め、収用等により契約地を解除した場合、その都度返還するよう指導します。

（指摘事項）

2 未払利息及び国庫補助金の会計処理について
事業収入や財産状況を明瞭にするため、「林業開発基金」借入金及び農林漁業金融公庫借入金の未払利息については、負債として計上すべきである。

また、国庫補助金等は、公益性のある分収造林事業への事業費補助であること、他の収入項目は分収林勘定とする処理をしながら、国庫補助金等だけを正味財産としていること、将来の分収収益精算の趣旨からみて国庫補助金等を正味財産とすることは実態を表さないこと、などから判断して分収林勘定から減額すべきである。

<p>(指摘事項)</p> <p>3 分収林勘定と原価台帳管理について 分収林勘定額のうちの事業費と原価管理台帳（契約地別台帳）の事業費の差異は、県から公社に移譲された県行造林について、分収林勘定に受入れ処理がされていないと推定される。 (改善措置)</p> <p>3 分収林勘定と原価管理台帳の差異は、旧県行造林の保育経費（受託事業）の受入れ会計処理がなされていなかつたこと等によるものであり、平成15年度決算時に受入れ会計処理をいたします。</p> <p>(指摘事項)</p> <p>4 県行造林から無償で移譲された分収造林について 県行造林から無償で移譲された分収造林については、受入れの会計処理が行われていない。会計処理規程に基づき、移譲された時の評価額により受入れすべきである。 受入れ価額については分収割合を考慮することが合理的である。 (改善措置)</p> <p>4 県から無償で公社に移譲された分収造林地の受入れ会計処理について は、平成15年度決算時において実施します。その際の受入れ価格は、当該森林が植栽後10年以下の時点で移譲されたものが大半であることから、評価額については費用価とします。 なお、分収割合を考慮した受入れ処理については、移譲林以外の公社造林地について、分収林勘定において分収割合を考慮していないため、これらを合算した場合不合理が生じることから、受入れ価額は評価額が妥当であると考えております。</p>	<p>(改善措置)</p> <p>2 平成15年度決算から「林業開発基金」借入金及び農林漁業金融公庫借入金の未払利息を負債として計上し、国庫補助金については正味財産から除外し圧縮記帳することとします。</p>
<p>(指摘事項)</p> <p>5 引当金及びその他の会計処理について (1) 退職給与引当金 合理的な処理基準に準拠し、継続的な会計処理を行うことが必要である。</p>	<p>(2) 事業運営引当金 立木損失補償金収入を事業運営引当金としているが、実質的に利益留保の目的を有するものは、原則として会計上の引当金として認められない。 (4) 固定資産の減価償却について 償却基礎価額の計算において、残存価額を10%とする必要がある。 (改善措置) 5(1) 退職給与引当金については、平成15年度末までに合理的な処理基準を定め、これにより処理します。 (2) 事業運営引当金 事業運営引当金については、引当計上処理しないこととし、平成15年度決算時に処理します。 (3) 固定資産の減価償却について 固定資産の減価償却については、平成14年度から残存価額を取得価額の10%として処理しております。</p> <p>(監査意見)</p> <p>1 会計処理及び決算について (1) 支払利息の原価性について 農林漁業金融公庫の制度資金の借入金利息については原価算入とし、県及び金融機関からの借入金利息は費用処理することが妥当と考えられる。 (2) 受託事業の收支及び森林組合との取引について 受託事業の收支を毎年度ゼロとしているが、それが必ずしも事業の実態を表していないので、実態に即した決算処理が望まれる。 受託事業確保の面から、採算性を前提に競争力の向上が必要である。森林組合に相当な委託事業を発注しているが、会計情報としてその取引総額等を注記するなど、開示が望まれる。 (改善措置)</p> <p>1(1) 農林漁業金融公庫からの借入金に係る未払利息については、平成15年度決算から原価算入処理することとします。 ただし、県等からの借入金に係る未払利息については、費用処理すべき理由が明確でないことから、当面、公庫資金と同様に原価算入処理します。</p>

岐　　県　　公　　田　　林

(2) 受託事業の収支については、県からの委託方法等の検討も必要であり、事業の実態に即した収支精算方法のあり方と併せて検討します。競争力の確保については、職員の資格取得等により技術力を高めるとともに、徹底したコスト縮減による効率的な事業実施により対処することとします。

また、森林組合への委託事業については、平成14年度決算から、森林組合との総取引額（委託費）を決算書に注記することなどにより情報の公開に努めています。

(監査意見)

2 長期経営計画の見直しについて

(1) 前提条件等について

第6次長期経営計画では、木材価格についてやや安定した平均価格を用いているが、市場価格は大きく下落しており、長期収支計画の根拠は既になくなっている。

契約期間満了により分収造林のほとんどが伐採される前提であり、伐採跡地の環境問題等を考慮していない。

(2) 県「林業開発基金」の返済等の見込みについて

公社経営の実態、長期見通し等を考慮すると、貸付金利息について免除することが望ましい。

(改善措置)

(1) 実態に即した木材価格等に基づき長期経営計画を改訂することとし、第7次計画を1年前倒しし平成15年度中に策定いたします。

分収契約期間満了後の伐採跡地の環境問題については、県の林業政策の一環として引き続き検討します。

(2) 現状の木材価格による長期収支見通しでは、利息を含めた県借入金の返済は困難な状況にあります。本年度策定している公社の第7次長期経営計画による長期収支見通しや経営改善計画等を踏まえ、対応を検討します。

(監査意見)

3 分収林の資産評価について

監査人が現時点で評価額を試算すると、分収割合を公社分を85%以上にしないと採算がとれないことになるので、分収割合を見直し、損失を小さくする方法の検討が望まれる。

資産評価にあたっては専門家等の意見を聞くとともに、精度の向上と信頼性を検証することが望まれる。

(改善措置)

3 分収割合については、平成12年度の新規契約から6：4を7：3に見直しましたが、既契約分についても見直しを検討します。

資産評価の精度の向上については、現地調査に基づく時価評価を基本に、様々な角度から評価方法を検証し、精度の向上と信頼性の確保に努めます。

(監査意見)

4 分収林の原価管理について

事業量が減少している現状や今後の長期見通しから判断すると、人件費等の固定費、金利費用等の事業費すべてが資産計上される会計処理は不適切であり、速やかに見直しを行うことが望まれる。

(改善措置)

4 公社職員の業務は分収林の経営・管理であり、植栽・下刈・除伐等の事業はその一部であると判断しております。経営・管理面積が減少していない現状からみても、固定費等の経費を資産計上することは、公社会計処理規程上も適切であると考えております。

(監査意見)

5 職員互助会会計について

職員互助会の運営について県職員互助会を参考に行われているが、林業公社が県職員互助会の運営方法を準用できる根拠はないので、運営方法を見直す必要がある。

具体的には互助会の経費を林業公社からの交付金で支弁することは適当ではないと考えられる。

(改善措置)

5 平成15年度予算から職員互助会への交付金を廃止し、運営方法の見直しを実施しました。

(監査意見)

6 経営の効率性及び公益性について

業務の効率化についての努力はみられるが、新植事業量等の減少傾向からみると十分とは言えない。可能な限り早期退職制度や他の公社等との統

合の検討も望まれる。

林業公社の公益性については、地域経済の振興、県土の緑化、保全等、森林の多面的機能の維持、増進といった環境面についての公益性が高く評価されるものであっても、独立採算を前提とする事業法人の直接的な存在理由にはならないと思われる。むしろ、当面は伐採跡地の災害防止等の面から、県の財政負担との均衡の中で評価されるべきである。

また、林業の担い手が地方、民間に位置づけられているので、公社の持つ専門的知識、技術等を民間指導等に有効に活用することが期待される。

(改善措置)

6 平成14年度に出先機関を本社に統合したほか、職員数は昭和60年度の35人から現在は20人と43%削減してきました。今後も、早期退職制度の導入、業務内容の見直しによる人員削減や給与・退職金の引き下げ等について目標をたてて実施し、より一層、経営の効率化を図ることとしてあります。

他の公社等との統合については、メリット、デメリット等を検証し、可能性を検討します。

林業公社の公益性については、近年、県民から森林の持つ多面的機能の発揮が求められており、こうした要望に対応するため、これまで造成した公社林の適切な管理を推進していくこととします。

公社の持つ専門的知識・技術等の活用については、公社林をフィールドにしたボランティア事業により、高校生等を対象として森林・林業に関する普及活動を実施しているところですが、今後、こうした取り組みをより一層推進していくこととします。

(監査意見)

7 林業公社の短期借入金及び県の歳入・歳出の処理について

過年度における財政上の操作で生じる短期借入金を直ちに解消することは困難としても、公社においては多額の借入金について個人保証を行うなど好ましくない状況になっており、可能な限り今後の財政計画において解消されることが望まれる。

(改善措置)

7 短期借入金のうち、過年度貸付金として処理されている35億5千万円については、本来林業開発基金から長期借り入れすべきものでしたが、県の財政的理由から当該資金を基金に積み立てることができなかつたために生じたものです。

この短期借入金については、公社の経営面、県財政の状況等を踏まえ、今後の対応を検討します。

なお、借入時の保証については、県の議決予算書抄本等により対処できることから、平成15年度から個人保証を行うことのないよう指導します。

(監査意見)

8 県行造林の普通財産管理上の面積について

県行造林の管理については、規程上は「地上権等の台帳」と「立木台帳」を整備することとされているが、「地上権等の台帳」については、現存するかしないかを含めて不明である。

また、「地上権等の台帳」の面積は、実務上の管理として登記面積によらざるを得ないとすれば、有効な面積を注記等で開示することが必要である。

(改善措置)

8 「地上権等の台帳」については、平成14年度中に整備しました。

また、「地上権等の台帳」と「立木台帳」の面積については、ともに実測面積である契約面積を記載しております。

監査事件名	監査年月日	平成14年6月8日から平成15年2月7日まで
イ (助)林業労働対策基金		

(指摘事項)

1 「担い手育成基金」(県の長期貸付金)と当該資金による県債所有について

県の「担い手育成基金」の無利子貸付金40億円を原資として同額の県債を発行しているのは、法令、条例等に準拠しているものの、いろいろな角度から検証した結果、著しく合理性を欠くものであり、適正性を有していないものと認められる。

秋田県においては「民間等資金」について公募債を発行しておらず、財団が所有する県債は、金銭債権(長期貸付金)であり有価証券には該当しない。

長期貸付金及び長期借入金(県債)が同一の相手先であり、実質的な取引実体がないので、県債利息により財団を助成するためのものといえ

る。

林務部長通知により、当該資金を基本財産とは別の資産種別の一つとして「林業労働力確保基金」を設けているが、公益法人会計基準には該当する科目はなく、固定資産の中に「基本財産預金等」の科目で表示している。公益法人会計基準の適用上は認められないものである。

県債要綱にいう基金は、基本財産に準じるという意味に理解すべきであるが「担い手育成基金」による40億円の無利子貸付金に係る運用資金は、この基金に該当しない。

県債要綱では、県債の引受けについては「財団の自主的な意思決定によるものである」としているが、貸付申込みから県債発行までの手続きを見ると、県債の発行が事前に計画されていた。

当該県債は実質的には「担い手育成基金」を原資としていることとなるが、県債の充当事業は県立大学整備等であり、借換による長期の償還期間を前提としているため、基金の取り崩しと同じ効果があり、基金の財産管理の形骸化が懸念される。

(改善措置)

1 財団等による県債の引受けは、平成7年度から低金利による基本財産等運用益の減少に対処するための支援策として要綱により実施しており、(財)林業労働対策基金は、この制度を活用して平成10年度から県債の引受けにより資産運用をしてきたものです。

寄付行為に、「担い手育成基金」を基本財産以外の「林業労働力確保基金」として位置づけ貸借対照表に独立した科目を設定することは、日本公認会計士協会公益法人委員会報告第9号からも可能と判断しております。

なお、貸借対照表上、固定資産に「基本財産等」として一括で表示している現行の方式を改め、公益法人会計基準に基づき、1 基本財産(証書貸付・定期預金)、2 その他の固定資産・林業労働力確保基金財産(証書貸付)と区分することとします。

現 行	改 書 後
固定資産 基本財産等 県地方債 定期預金	固定資産 1 基本財産 証書貸付 定期預金
4,890,000,000	890,000,000
6,219,800	6,219,000

2 その他の固定資産

林業労働力確保基金財産
証書貸付 4,000,000,000

要綱では、制度発足時より「基本財産、基金等」と定めており、長期運用の可能な資金についても、財団に対し基本財産に準じた管理を義務付けることにより「基本財産、基金等」に含めることとし、摘要してきました。

県債の発行は予算により決定されますが、実際の借り入れは出納整理期間中に多く行われます。本件の処理に当たっては、「担い手育成基金」貸付手続と県債借入手続を合わせて行うことが財団の意向に沿うものであり、事務手続を充分に調整したうえで実施しました。

「担い手育成基金」は、定期運用基金として財団に対する貸付債権を保有しているのであり、貸し付けによって基金が減少することはありません。また、借換債の償還財源については県債を充てるため、そのために「担い手育成基金」を取り崩すことはありません。

(指摘事項)

2 (財)林業労働対策基金における当該運用収入の使途及び会計処理について

(1) 運用収入の事業費充当額の注記等について

「担い手育成基金」の金銭消費貸借契約証書の特約条項及び林務部長通知において、借入金の使途並びに運用による果実の充当額を事業費及び前期並びに次期繰越し収支差額の内数として、欄外に注記することが規定されているが、そのとおり注記が行われていない。また、運用による果実については管理費に充当してはならない旨の規定もあるが、基本財産の運用収入の使途と区分しないで決算が行われている。

(2) 森林組合に対する労災保険掛金及び退職共済掛金の助成について
森林組合に対する労災保険等の助成については、県は、林業公社等の委託事業を通じて、合理的な人件費として法定福利費を含めた金額を森林組合等に支払っているので、「担い手育成基金」からの助成については、一部ではあるものの二重に負担していることになり合理的でない。

(4) 会計処理について
公益法人会計基準の正味財産増減計算書を作成していないため、固定資産の購入が貸借対照表に計上されていない。
また、退職給与引当金に対応する定期預金については、流動資産の預

金ではなくその他の固定資産の中に特定預金の名称を付して表示すべきである。

(改善措置)

2(1) 基本財産及び林業労働力確保基金財産に区分して管理のうえ、欄外には果実の充当額に見合う事業内容を記入するなどの改善をしてあります。

(2) 平成16年度以降、助成対象者の年間就労日数から県営事業に係る就労日数を差し引いた申請とし、就労台帳等の確認を行ながら助成することにより、二重負担の解消を図ります。

(3) 正味財産増減計算書を作成のうえ、貸借対照表の「その他の固定資産」に、什器備品と退職給与引当預金で表示し改善をしてあります。

(監査意見)

1 「扱い手育成基金」の運用収入の使途等について

機械、設備等を対象とする助成事業は、(財)林業労働対策基金の業務方法書では寄付行為の事業に複合して位置付けているが、外部監査人としては寄付行為のその他の事業に該当すると考えている。扱い手貸付要綱ではその他の事業は運用収入の使途の対象にしていないので、寄付行為における事業の明確化が重要である。

(改善措置)

1 機械、設備等を対象とする助成事業は、寄付行為に定める林業従事者の就労条件の改善に関する事業と解しておりますが、県の貸付要綱の運用通知において対象事業を明確にするとともに、(財)林業労働対策基金の寄付行為の運用を定めた業務方法書において対象事業を明確にするよう指導しております。

(監査意見)

2 所管する農林政策課の認識について

労働法と県条例の解釈の仕方に相違があり、監査人は、所管する部署が県の支援事業の趣旨を十分指導しないで財団の自由財源化を容認しているのは適切と認められない。

(改善措置)

1 「扱い手育成基金」は、森林整備の扱い手の確保・育成対策の推進に係る重要な財源であり、財団事業の支援内容や予算化等の事前協議を十分に行ない、基金の目的に添った適正な支援事業がなされるよう指導しております。

す。

(監査意見)

3 経営の効率性及び公益性について
県から移管された助成事業について、扱い手育成基金の運用収入を管理費に充当してはならない規定があるが、合理的な範囲については検討の余地がある。

(改善措置)

3 (財)林業労働対策基金の助成事業における事務量は、県の扱い手育成基金に係る部分が多いことから、毎年度、事業計画及び当初予算作成時にあいて、必要な管理費を算出のうえ、事前協議に基づき、効率化を進めながら必要経費を支出できるよう改善します。

監査事件名	監査年月日
ウ 県が出えん(捐)している公社が所有する県債について	平成14年6月8日から平成15年2月7日まで

(監査意見)

1 基本財産等により県債を所有する公社の会計処理等について
公社等の中には、投資有価証券あるいは単に県債として決算書に表示しているものがある。科目については金銭債権であることを明示するよう求められるべきである。その上で、基本財産としての運用が適切か公社等に自主的に判断させることが望まれる。

(改善措置)

1 科目については「証書貸付」とし、金銭債権であることを明確にするよう指導いたします。
基本財産の運用として、県債の引受けをするかどうかは公社等の自主的判断で行なっており、いずれの場合も公社等からの申し入れに基づき、引受けがなされています。

(監査意見)

2 運用収入等について

(監査意見)

2 運用収入等について

公社の収支予算を閲覧、質問したところ、すべての法人が困窮しているとは限らないので、自主的な運営を支援することの必要性を見直すことが望まれる。

3

発行条件等について

財産運用収入の利回り低下を県が責任を負わなければ、その公益事業が絶対に行えなくなるものとは考えられない。また、一般法人、団体、個人等は、ペイオフ対策と低金利に悩んでおり、その意味で県は、特定の繰故者に対して二重の恩恵を与えており、不公平、不透明の批判は免れないと考える。

(改善措置)

2及び3

財團等の県債の引受けは、平成7年度から金利の低下による影響を緩和するための支援策として実施してきましたが、低金利が恒常化し、県債の引受けによる効果も小さくなっていることや財團等の自主的運営を促進する観点などから、財團等に対する特段の取扱いを平成14年度をもって廃止し、平成15年度からは他の銀行等引受債と同等の条件となつております。

発行者 秋田県

秋田市三ツ町一丁目一番一號

講読料金

秋田市三ツ町一丁目一番一號

印刷所

秋田市三ツ町一丁目五番一十九号
株式会社 松原 印刷
電話：0828-71-5555 営業部
E-mail:matsuura@matsubara-insatsu.co.jp

